
豊山町都市計画マスタープラン

都 市 計 画 審 議 会

日時：令和元年12月4日（水） 10:00～

都市計画マスタープランとは・・・

- ・都市計画マスタープランとは、豊山町（豊山町（以降、「本町」といいます。）の都市計画の指針として、土地の使い方や、道路、公園、下水道等の都市施設、自然環境、景観といった都市を構成する様々な要素の方向性を長期的な視点に立って定めるものです。

都市計画マスタープランの主な役割

①町民等との長期ビジョンの共有化

- ・10年・20年先を見据えたまちづくりの基本方向を示すことで、町民・事業者・行政など、様々な人たちの間で長期ビジョンを共有できるようになります。
- ・愛知県が定める都市計画区域マスタープランは（本町は、名古屋都市計画区域マスタープランの区域内に含まれています。）との整合を図りつつ、地域の視点で基本方向を示すことで、愛知県と本町の間で長期ビジョンを共有し、相互補完によるまちづくりを進めることができます。

②個別事業・施策を展開する上での拠り所

- ・まちづくりを推進するために用意されている都市計画制度（用途地域や地区計画等の土地利用規制、土地区画整理事業や街路事業等の都市盤整備事業）について、活用する際の指針となります。制度活用に際しての関係機関協議では、都市計画マスタープランでの位置づけの有無が重要になってきます。
- ・都市計画マスタープランで示すまちづくりの基本方向は、都市計画関連法令に基づく個別の事業・施策の実施に際して、その方針として活用されることとなります。

③町民との協働のきっかけ

- ・策定過程における町民への情報提供や町民参画を通じて、まちづくりに対する町民の理解・協力や、自主的な取組を促す役割を担います。

都市計画マスタープランの基本構成

①計画対象期間

- ・都市計画マスタープランは、長期的な視点に立ってまちづくりを考えるものです。このため、計画対象期間としては、概ね10年の2030年(令和12年)とします。

②計画対象区域

- ・都市計画マスタープランの計画対象区域は、本町全域とします。

③計画の基本構成

- ・都市計画マスタープランの基本構成は、本町の現況把握及び課題設定などの「基礎資料編」を整理し、これに基づく本町全体の将来の方針づくりを「全体構想編」、小学校区などで区分した各地域の実情に応じたまちづくりの「地域別構想編」によって構成します。

全体構想

【本町の基本理念】（総合計画と整合）

小さくて キラリ と輝くまちづくり

【まちの将来像】（総合計画と整合）

一人ひとりが輝く 暮らし豊かな アーバンビレッジ

【まちづくりの基本目標】

活力のある
まち

暮らしやすい
まち

時代に向き合う
まち

■ 県営名古屋空港周辺に、航空宇宙産業をはじめとする先端産業の集積をめざします。

■ 名古屋市中心部卸売市場北部市場周辺の広域交通の利便性が高い地域や物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保をめざします。

■ 県営名古屋空港周辺の広域交流拠点を核として、町内外から多くの人が集い、老若男女を問わず、ふれあいや交流を通じた活力ある都市をめざします。

■ 穏やかに暮らすことのできる環境を残しつつ、身近な生活圏での利便性が向上し、快適に心地よく暮らすことのできる良好な住環境が保たれた都市づくりをめざします。

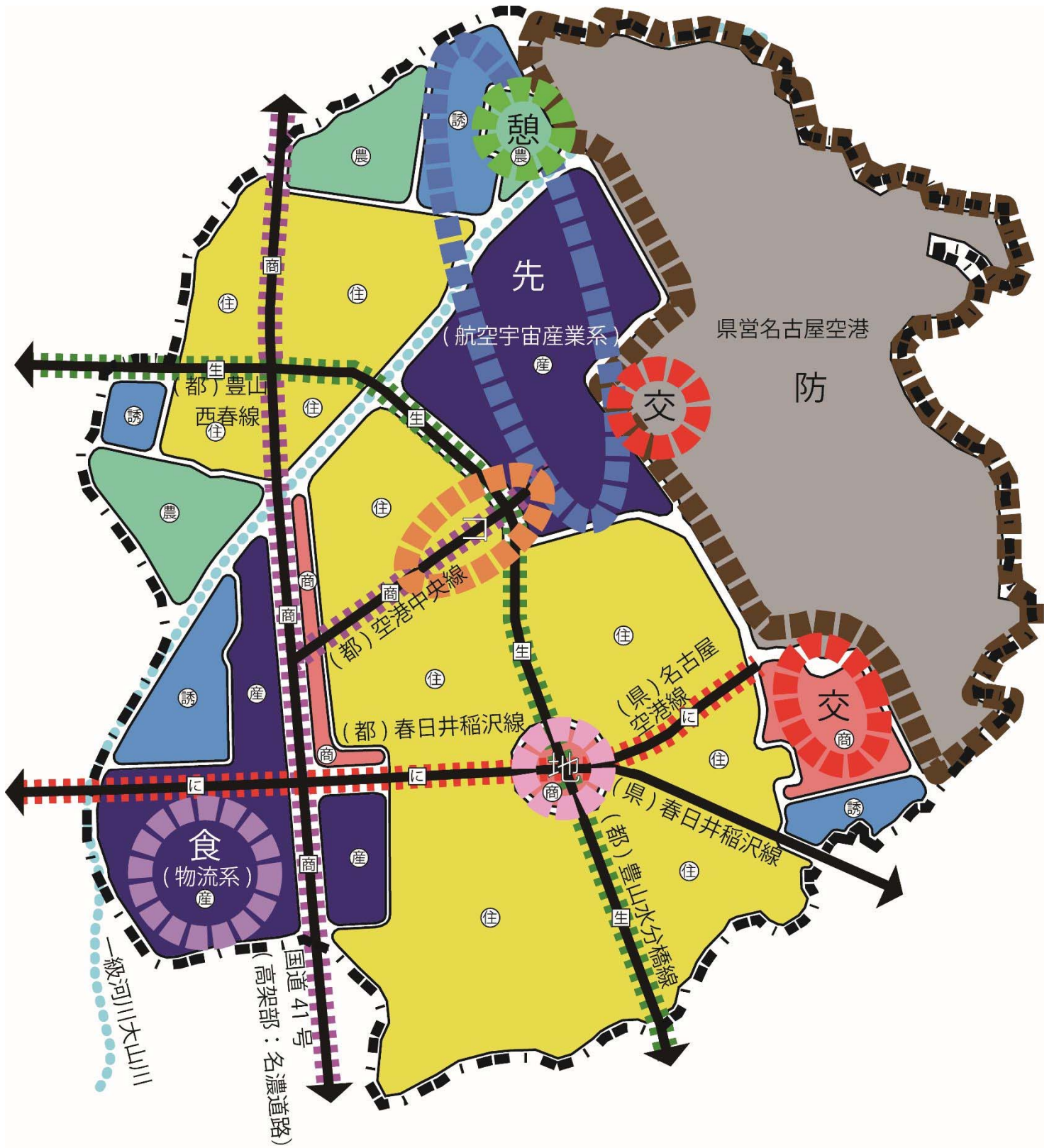
■ 徒歩や自転車での移動空間が整備され、公共交通の利便性も一層向上し、自動車に頼らなくても、誰もが安心して町内を散策し、町外へ移動できる都市空間の形成をめざします。

■ 県営名古屋空港や広域交通体系を最大限活用し、リニア開業を控える名古屋駅へのアクセス性の強化や都市間交通の質の向上をめざします。






■ 自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりをめざします。

■ 大規模自然災害等に備えた安全・安心な都市づくりをめざします。





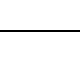


【将来都市構造】








【ゾーン】

	住宅ゾーン	コンパクトで暮らしやすく、安全な居住環境の維持・増進を図る地域
	商業ゾーン	土地の高度利用を図り、商業などの利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業ゾーン(物流系・航空宇宙産業系)	工業・物流用地としての利便性を高めるための土地利用を誘導する地域
	産業誘導ゾーン	都市活力の強化に向け、先端産業や新たな産業系の土地利用を誘導する地域。周辺の環境に配慮した地区の形成をめざします。
	農地・緑地ゾーン	農地及び公園・緑地機能を保全する地域

【拠点】

	広域交流拠点	空港及び周辺集客施設を核に、町内外から多くの人が集い、ふれあいや交流を通じた活力を生み出し、南側の市街化調整区域は、今後の地域振興に役立てるためのリザーブ用地と位置づけます。
	先端産業振興拠点	県営名古屋空港との一体性を活かした先端技術産業空間として、地域の活力を牽引する工業機能の維持・増進を図ります。
	食の流通拠点	名古屋市中央卸売市場北部市場周辺については、産業としての物流機能の他、消費者の視点から、飲食・小売機能も有する複合した拠点としての位置づけを継続し、その機能の維持・増進を図ります。
	コミュニティ拠点	役場・社会教育センターなどの公共公益施設が立地する地区は、様々な住民活動の場として、また、路線バスの結節点として、住民・在勤者が集い、交流するコミュニティの拠点として位置づけます。
	地域商業拠点	住民の日常生活を支える商業機能を備えた拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	憩いと緑の拠点	臨空(神明)公園・航空館 boon を緑に囲まれた住民の憩いの拠点として、その機能の維持・増進を図ります。
	広域防災拠点	空港については、空港施設、航空自衛隊、民間航空等の輸送機能が一体となった、中部圏の災害時の救援、物資輸送等の中部圏の安全・安心の基礎となる広域的機能を高めます。

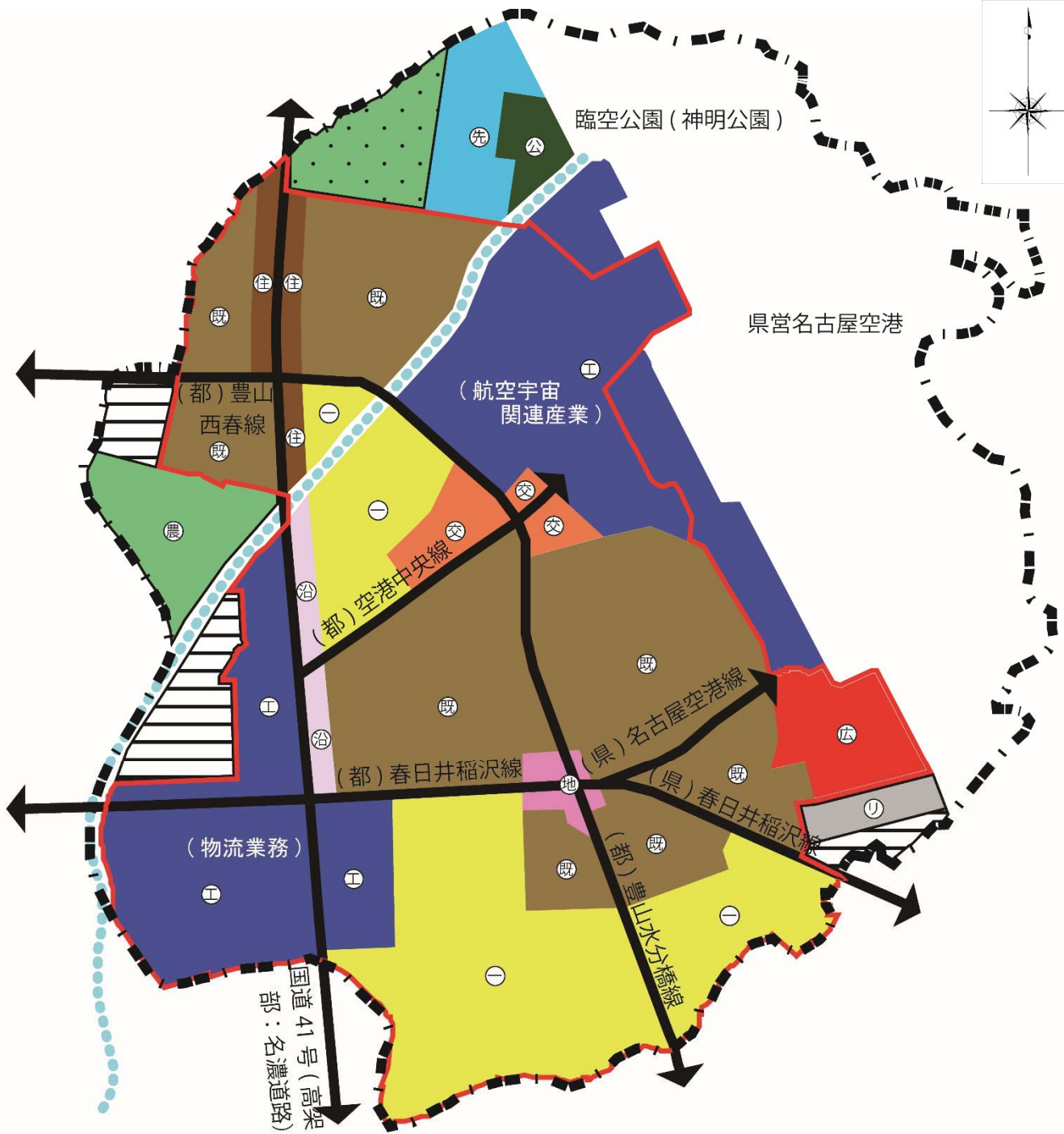
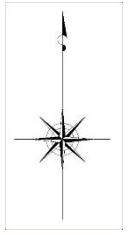
【軸】

	広域・地域交通軸	国道41号及び名濃道路は、県域をまたぐ広域交通軸、町内の各県道は、本町と周辺都市を結ぶ地域交通軸と位置づけます。
	にぎわい軸	広域交流拠点や地域商業拠点、食の流通拠点を結び、主要な路線バスが通行するにぎわいの軸
	商業・オフィス軸	国道41号沿線は沿道立地型とした、(都)空港中央線沿線は先端産業を中心とした商業とオフィスの軸
	生活交流軸	徒歩や自転車で安全に移動ができ、住民の生活利便性や交流を支える軸
	水と緑の軸	水と緑に親しめる憩いの場となるよう、魅力ある空間として整備を促進する河川や緑道

土地利用の方針(基本的な考え方)

- ・町民が安心して快適に生活できるよう、市街地の安全・安心の向上を図り、コンパクトで暮らしやすく、魅力ある住環境として維持・改善します。
- ・本町には、県営名古屋空港周辺に航空機産業と産業観光施設が、南西部には名古屋中央卸売市場北部市場が立地しています。また、名古屋市に隣接し、高速道路や国道、主要地方道に囲まれ、広域交通体系に恵まれています。こうした地域の強みを活かし、周辺環境に配慮しつつ、地域の活力を生み出す土地利用を推進します。
- ・市街化区域内の農地及び空き地、低・未利用地については、地域の実情にあわせた活用を、所有者をはじめとした町民、地域生活者や事業者などと協働で協議・検討します。
- ・臨空（神明）公園や大山川を利用して、自然と共生した土地利用を進め、市街地における自然を保全・創出します。また、農地の持つ保水機能や、美しい自然環境を創出する多面的な価値を評価し、都市と自然が調和・共存した土地利用を推進します。

【土地利用の方針図】



凡例

	住宅地 (既存住宅地区)		広域交流拠点地区		工業地区		幹線道路
	住宅地 (一般住宅地区)		沿道商業地区		先端産業誘導地区		主要な河川
	沿道住宅地区		地域商業地区		産業誘導地区		臨空公園 (神明公園)
			地域交流地区		農業環境検討地区		市街化区域
			地域振興関連地区 (リザーブ用地)		農地保全地区		

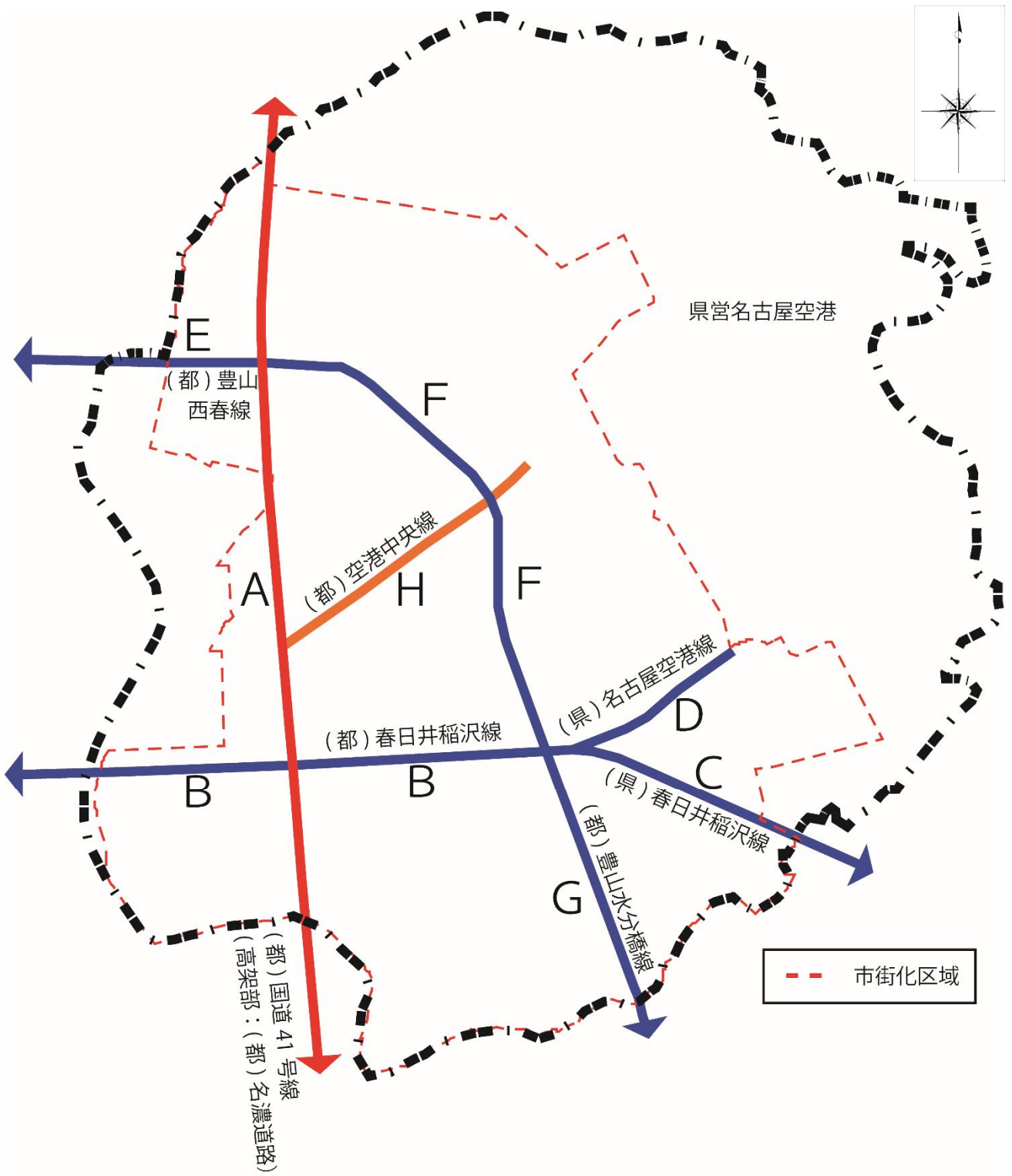
都市施設(道路交通体系)の整備方針(基本的な考え方)

- ・ 県営名古屋空港や広域交通体系を最大限活用し、リニア開業を控える名古屋駅へのアクセスの強化や、都市間交通の質を向上します。
- ・ 鉄道駅の無い本町は、コンパクトで起伏が小さい町の特徴を活かし、健康的で環境負荷の低い都市をつくるため、バスなどの公共交通による利便性の確保とともに、徒歩や自転車交通の利便性、安全性、快適性を向上することにより、過度に自動車に依存しない交通体系づくりを推進します。
- ・ 自転車・歩行者ネットワークとして整備が望ましい区間については、地域住民とともに計画・整備を検討します。

種別	路線名		計画幅員 ()は 現道幅員	車線数	備考
 自動車専用道路	A	(都) 1・3・12 名濃道路	26.2m	4	整備済
 主要幹線道路	A	(都) 3・1・47 国道 41 号線	40m	6	整備済
 都市幹線道路	B	(都) 3・4・271 春日井稲沢線	20m	4	整備済
	C	(県) 春日井稲沢線	(18m)	2	一部区間について歩道整備を促進する
	D	(県) 名古屋空港線	(21m)	4	整備済
	E	(都) 3・4・296 豊山西春線	16m	2	整備済
	F	(都) 3・4・297 豊山水分橋線 (伊勢山交差点以北)	16m	2	整備済
	G	(都) 3・4・297 豊山水分橋線 (伊勢山交差点以南)	20m	2	整備済
 地区幹線道路	H	(都) 3・3・321 空港中央線	25m	2	整備済

※ (県) は県道、(都) は都市計画道路を示す

【都市施設（道路交通体系）の整備方針図】










都市施設(公園緑地)の整備方針

- ・既存の都市公園は、効率的かつ適切な維持管理に努め、安全性や利便性を確保し、町民の憩いの場、緑の拠点としての機能を促進します。また、町内に広く点在する児童遊園や運動施設、緑道等の既存施設については、公園を補完する施設として活用し、適切な維持管理に努め、街区公園、近隣公園の検討・整備を推進します。
- ・臨空（神明）公園を拠点として、一級河川大山川沿いに、徒歩・自転車専用道路を整備し、水辺と緑に親しむ環境づくりを推進します。また、既存の遊歩道の適切な維持管理を推進します。
- ・快適で環境にやさしいまちづくりのため、緑豊かな市街地の形成をめざし、公共施設及び社寺境内林を始めとする私有地の緑の保全を推進します。また、市街化区域の農地は適切な維持管理を推進し、地域活性化のための活用を検討します。

【都市施設（公園緑地）の整備方針図】

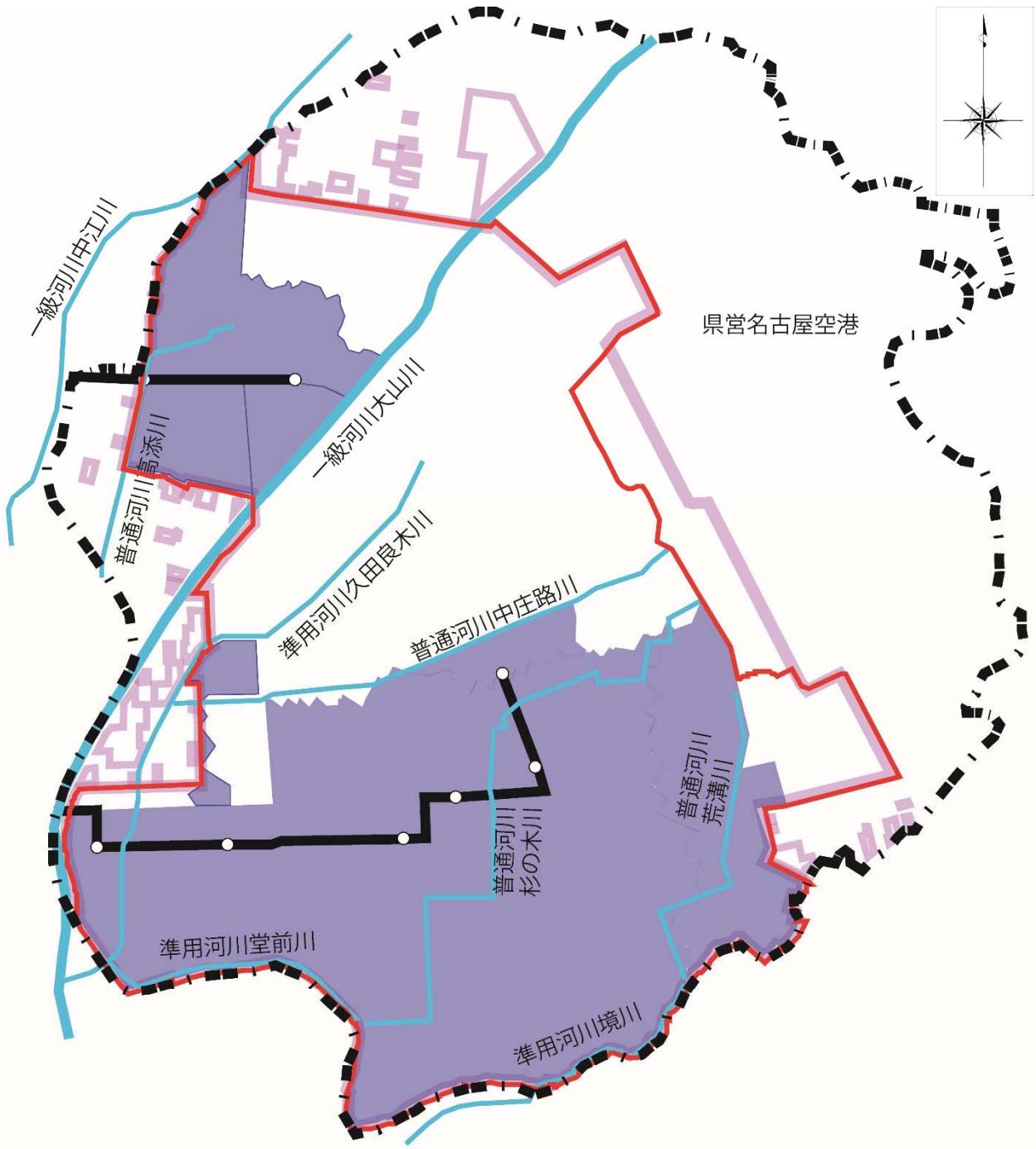





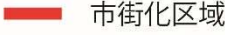


凡 例					
	地区公園 (臨空公園(神明公園))		自転車・歩行者 ネットワーク		緑道
	街区公園 (林先公園)		水と緑の軸		市街化区域
	公共施設緑地 (児童遊園、その他運動施設、学校グラウンド)				

都市施設(河川・下水道)の整備方針

- ・河川については、本町全域、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（新川流域）に指定されていることから、新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、準用河川境川の改修や準用河川久田良木川排水機場の増強など、浸水被害対策を推進します。
- ・下水道については、県、周辺関係自治体との連携により、公共下水道、流域下水道の計画区域である市街化区域全域及び市街化調整区域の内、住宅が連坦する区域において、下水道の円滑かつ効率的な整備を推進します。

【都市施設（河川・下水道）の整備方針図】

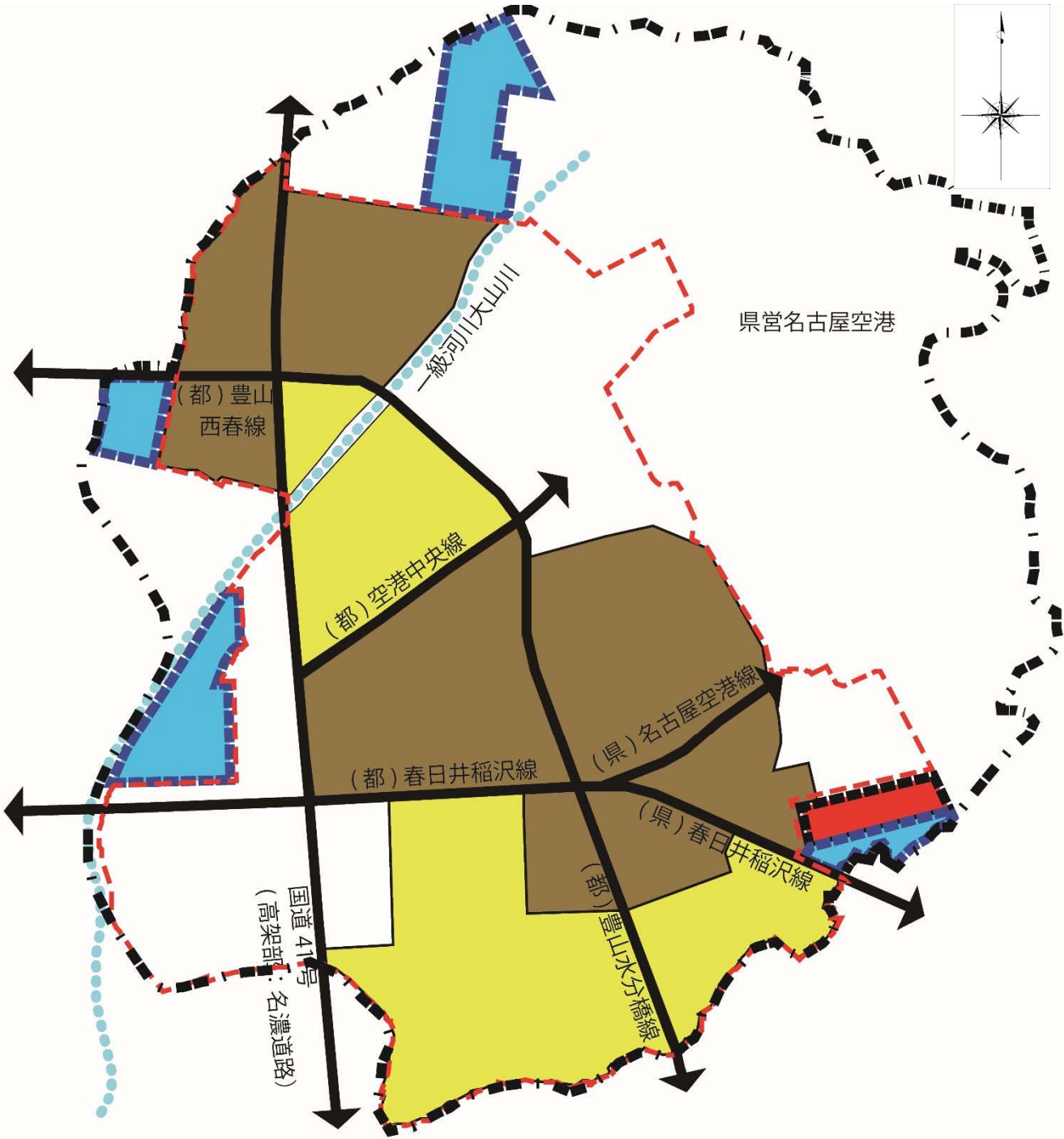




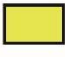




凡 例			
	下水道計画区域		河川
	事業計画区域		市街化区域
	流域下水道幹線		
	流域接続点		

市街地整備の整備方針

- ・住居系市街地においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所の改善により、安全で暮らしやすい市街地整備を推進します。また、民間宅地開発事業者による良質な住宅、宅地の供給を促すため、緑化率、最低区画規模等の点で、町の開発指導要綱を徹底します。今後、人口動態など社会経済状況に大きな変化があった場合には、必要に応じて、地区計画等の各種事業手法や規制・誘導策の導入を検討します。
- ・空港近辺、幹線道路沿いで、産業用地需要が高く、事業性が見込まれる地区においては、関係機関との協議を行いつつ、周辺環境へ配慮及び調和を図りながら、建築物の用途や道路施設等を適切に配置した区画整理や地区計画等により、計画的な産業機能を誘致・誘導します。

【市街地の整備方針図】



凡 例			
	住宅系市街地 (既成市街地)		幹線道路
	住宅系市街地 (一般住宅地区)		主要な河川
	産業系市街地 (地域振興関連地区)		市街化区域
	産業系市街地 (先端産業誘導地区等)		

都市防災の整備方針

- ・旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化や、避難路に面する危険ブロック塀の除却を推進し、密集市街地においては、狭あい道路の解消を目的とした局所的な改良などの小規模な道路整備を推進することにより、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。また、災害時の支援物資等を円滑に輸送するため、緊急輸送道路などにおける無電柱化を推進します。
- ・本町は全域、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域（新川流域）に指定されていることから、新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、効率的な浸水被害対策を推進します。また、河川の整備、河川管理施設の機能強化を推進するとともに、新たな市街地の開発にあたっては、調整池を設置するなどの対策を推進します。

景観形成の方針

- ・空港ターミナル、大規模集客施設、名古屋市中央卸売市場北部市場のアプローチ部など、本町の拠点となる施設とその周辺地区においては、特徴のある景観を保全、形成することにより、豊山町の「顔」となる景観づくりを推進します。
- ・本町の主要な交通及び土地利用の軸となる道路においては、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観づくりを推進します。
- ・住宅地における緑豊かで落ち着いたたたずまいのある街並み景観を維持し、また、新たに緑化を推進し、質の高い居住環境を形成するため、都市施設や市街地の整備の際などに、地域生活者と協議し、その保全と活用方法を検討します。
- ・田園風景は、より身近な都市景観の貴重な資源ととらえることができます。市街化調整区域において、農地として保全すべき区域を明確にすることで、田園景観を保全します。

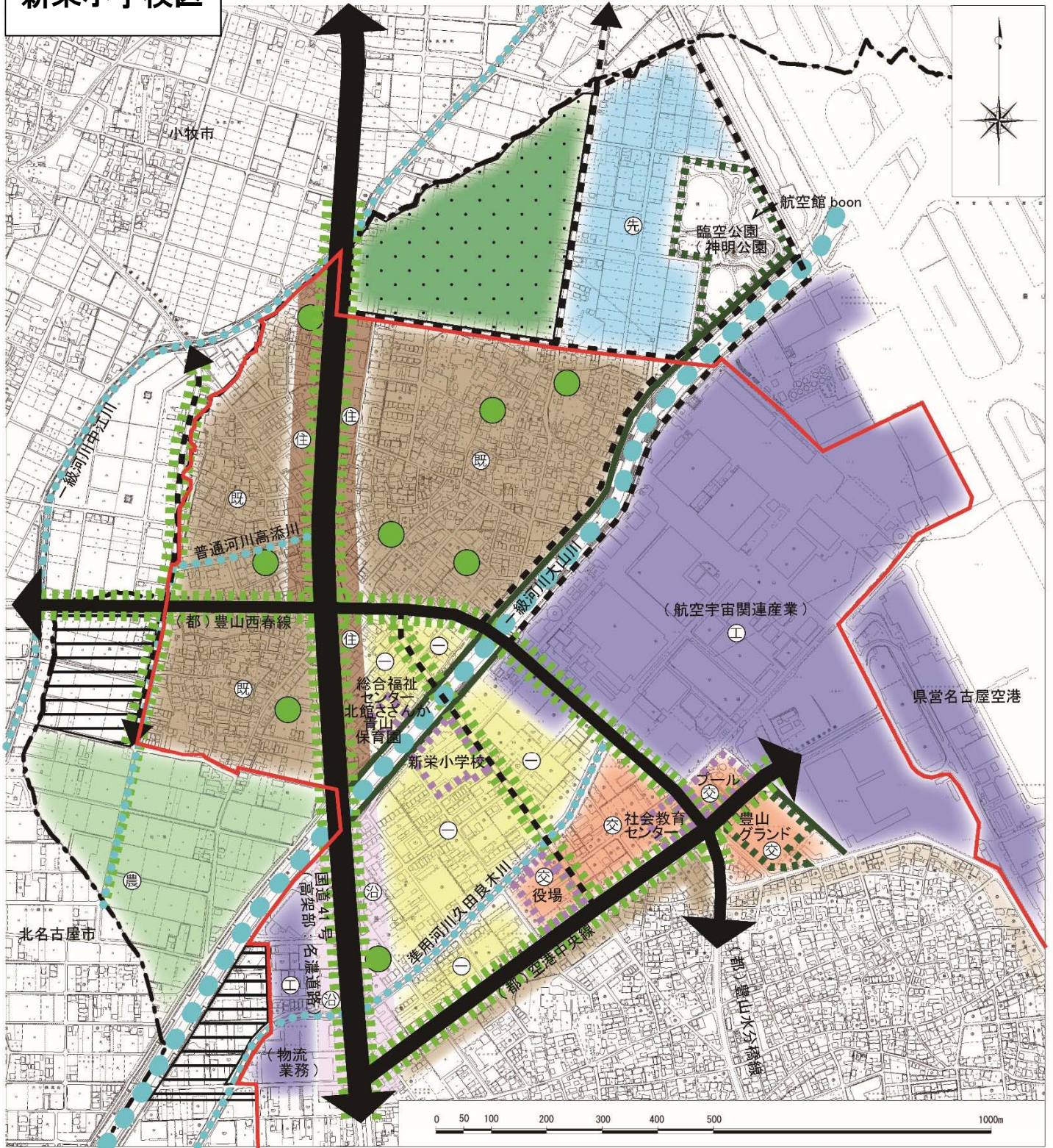
環境共生の方針

- ・二酸化炭素の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりを推進します。
- ・地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設（道路、公園等）や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進するとともに、地域のヒートアイランド現象を抑制する空間として、農地や河川の活用を検討します。

地 域 別 構 想

新 栄 小 学 校 区

新栄小学校区



凡例

- | | | | | | | | |
|--|-----------------|--|--------|--|------------|--|------------|
| | 住宅地
(既存住宅地区) | | 沿道商業地区 | | 工業地区 | | 幹線道路 |
| | 住宅地
(一般住宅地区) | | 地域交流地区 | | 先端産業誘導地区 | | 地域の主要な生活道路 |
| | 沿道住宅地区 | | 産業誘導地区 | | 農業環境検討地区 | | 主要な公共公益施設 |
| | | | 農地保全地区 | | 児童遊園、広場等 | | 緑道 |
| | | | | | 地域の主要な歩行空間 | | 市街化区域 |

目 標

産業と自然が調和した、快適で暮らしやすいまちづくり

市街化区域の土地利用の方針

- 既存住宅地区：**・幹線道路の後背地に広がる既成市街地は、低層住宅を主体とした落ち着いたある土地利用とします。
- 一般住宅地区：**・栄・東川地区は、土地利用の適切な規制・誘導を行い、便利で良好な居住環境を維持・充実します。
- ・(都) 空港中央線沿道は、周辺住宅に配慮した商業・オフィス等の立地を許容した土地利用として誘導します。
- 沿道住宅地区：**・大山川北側の国道41号沿道は、沿道型商業施設と、居住環境が調和した土地利用を維持・誘導します。

沿道商業地区：・大山川南側の国道41号沿道は、自動車による広域からのアクセスが便利であることから、商業施設等の立地を誘導します。

工業地区(航空宇宙関連産業)：・空港に隣接する航空宇宙産業関連の大規模工場等が立地するエリアは、周辺の居住環境に配慮し、現行の土地利用規制を継続するとともに操業環境を維持・充実します。

工業地区(物流業務)：・既存の産業施設と居住環境の調和を推進します。

地域交流地区：・役場、社会教育センター周辺の行政・文化・教育・交通施設が集中・集積する地区は、コミュニティ活動の拠点及び路線バスの結節点として、本町のシンボリックな地区にふさわしい空間とします。

・その周辺は低・未利用地を有効活用した商業・オフィス等の利用を誘導します。

市街化調整区域の土地利用の方針

農地保全地区：・松張・六和地区は、優れた田園風景や遊水地としての機能を維持するため、農地として保全します。

農業環境検討地区：・金剛地区は、農地の保全を前提としつつ、地域の活力を維持増進するために、将来の土地利用のあり方を検討する地区とします。

先端産業誘導地区：・神明地区は、空港機能と一体となった航空宇宙関連の先端技術産業の研究開発・生産施設の立地を誘導します。

産業誘導地区：・高添・大山地区は、幹線道路等に近接する条件を活用し、産業的土地利用を誘導します。

道路交通体系の方針

- 幹線道路：**・幹線道路の適正な維持・管理と、交通混雑の解消を推進します。
- ・(都) 豊山水分橋線のめぐみ橋から社会教育センター間について、歩行者・自転車の安全対策を推進します。
- 生活道路：**・先端産業等の立地に際しては、必要に応じて、主要な生活道路を改良します。
- ・大山川沿いは、歩行者・自転車ネットワークとしての位置づけを行い、その整備を推進します。
- 公共交通：**・公共交通の充足度が上がるよう、事業者・町民等との協働により、既存バス路線を維持・充実します。

公園緑地の方針

- 公園：**・臨空(神明)公園は、町民の憩いの場として適切な維持管理を推進します。
- ・児童遊園や運動施設等を都市公園の補完施設として活用し、その保全と適切な維持管理に努め、街区公園、近隣公園の検討・整備を推進します。
- 緑地：**・臨空(神明)公園を拠点として、大山川沿いに徒歩・自転車専用空間を整備し、水辺と緑に親しむ環境づくりを推進します。
- ・既存の遊歩道、その他公共施設の緑の維持保全に努めるほか、私有地の緑化を推進します。

河川・下水道の方針

- 河川：**・新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、河川の維持・管理を推進します。
- 下水道：**・計画区域の下水道整備を推進します。

市街地整備の方針

- ・住宅系市街地は、町の開発指図書を徹底し、良質な住宅、宅地の供給を推進します。既存住宅地区においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所の改善を推進します。
- ・産業系市街地は、周辺環境への配慮及び調和を図りながら、必要に応じて区画整理や地区計画等の手法により整備します。

都市防災の方針

- ・既成住宅地区を中心に旧耐震基準により建築された建築物の耐震化を推進します。
- ・局所的な道路改良等により、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。
- ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく、洪水対策を推進します。

景観形成の方針

- ・地域内の幹線道路及び沿道地域については、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観づくりを推進します。
- ・(都) 空港中央線については、県営名古屋空港及びコミュニティ拠点の玄関口としてふさわしい景観づくりを推進します。

環境共生の方針

- ・二酸化炭素の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりを推進します。
- ・地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設(道路、公園等)や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進するとともに、地域のヒートアイランド現象を抑制する空間として、農地や河川の活用を検討します。

地 域 別 構 想

豊 山 小 学 校 区

目 標

広域交流によるにぎわいと共存し、快適で暮らしやすいまちづくり

市街化区域の土地利用の方針

- 既存住宅地区：**・国道41号以東の既存住宅地は、低層住宅を主体とした落ち着いたある土地利用とします。
- ・(都)春日井稲沢線と(県)名古屋空港線沿道は、各種拠点を結ぶ路線であることから、周辺住宅に配慮した商業施設等の立地を許容した土地利用として誘導します。
 - ・(都)空港中央線沿道は、周辺住宅に配慮した商業・オフィス等の立地を許容した土地利用として誘導します。
- 一般住宅地区：**・住宅と農地などが混在する神戸地区は、住宅を主体とした土地利用とします。
- ・(都)豊山水分橋線沿道については、周辺の住宅に配慮した日常的な生活を支える商業施設等の立地を許容した土地利用とします。

- 広域交流拠点地区：**・広域交流拠点地区については、買い物・レジャーを楽しむことができる機能の充実を推進します。
- 沿道商業地区：**・国道41号沿道は、自動車による広域からのアクセスが便利であることから、商業施設等の立地を誘導します。
- 地域商業地区：**・(都)豊山水分橋線と(都)春日井稲沢線が交差する伊勢山交差点周辺は、地域住民の日常的な生活を支える商業地として維持・充実します。

- 工業地区(航空宇宙関連産業)：**・空港関連の工場等が立地するエリアは、周辺の居住環境に配慮し、現行の土地利用規制を継続するとともに操業環境を維持・充実します。
- 工業地区(物流業務)：**・既存の産業施設と居住環境の調和を推進します。

市街化調整区域の土地利用の方針

- 地域振興関連地区(リザーブ用地)：**・広域交流拠点地区南の中道地区は、広域交流拠点のにぎわいを増進させるために、支援施設の整備を推進し、広域交流機能として充実します。
- 産業誘導地区：**・幸田・大山地区及び名古屋市に隣接する中道地区は、幹線道路等に近接する条件を活用し、産業的土地利用を誘導します。

道路交通体系の方針

- 幹線道路：**・幹線道路の適正な維持・管理と、交通混雑の解消、安全対策の強化を推進します。
- ・(県)春日井稲沢線の歩道未整備区間の整備を推進します。
- 生活道路：**・地域の主要な生活道路を中心に、歩道等を整備・改善します。
- ・幹線道路から生活道路への通過交通の流入抑制、面的な速度抑制などを推進します。
- 公共交通：**・公共交通の充足度が上がるよう、事業者・町民等との協働により、既存バス路線を維持・充実します。

公園緑地の方針

- 公園：**・林先公園は町民の憩いの場として適切な維持管理を推進します。
- ・児童遊園や運動施設等を都市公園の補完施設として活用し、その保全と適切な維持管理に努め、街区公園、近隣公園の検討・整備を推進します。
- 緑地：**・公共施設の緑の維持保全に努めるほか、民有地の緑化を推進します。

河川・下水道の方針

- 河川：**・新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、準用河川境川の改修を行うなど、浸水被害対策を推進します。
- 下水道：**・計画区域の下水道整備を推進します。

市街地整備の方針

- ・住宅系市街地は、町の開発指導要綱を徹底し、良質な住宅、宅地の供給を推進します。既存住宅地区においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所の改善を推進します。
- ・産業系市街地は、周辺環境への配慮及び調和を図りながら、必要に応じて区画整理や地区計画等の手法により整備します。

都市防災の方針

- ・既成住宅地区を中心に旧耐震基準により建築された建築物の耐震化を推進します。
- ・局所的な道路改良等により、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。
- ・特定都市河川浸水被害対策法に基づく、洪水対策を推進します。

景観形成の方針

- ・地域内の幹線道路及び沿道地域については、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観づくりを推進します。
- ・(県)名古屋空港線については、広域交流拠点地区へのアクセス道路としてふさわしい景観づくりを推進します。

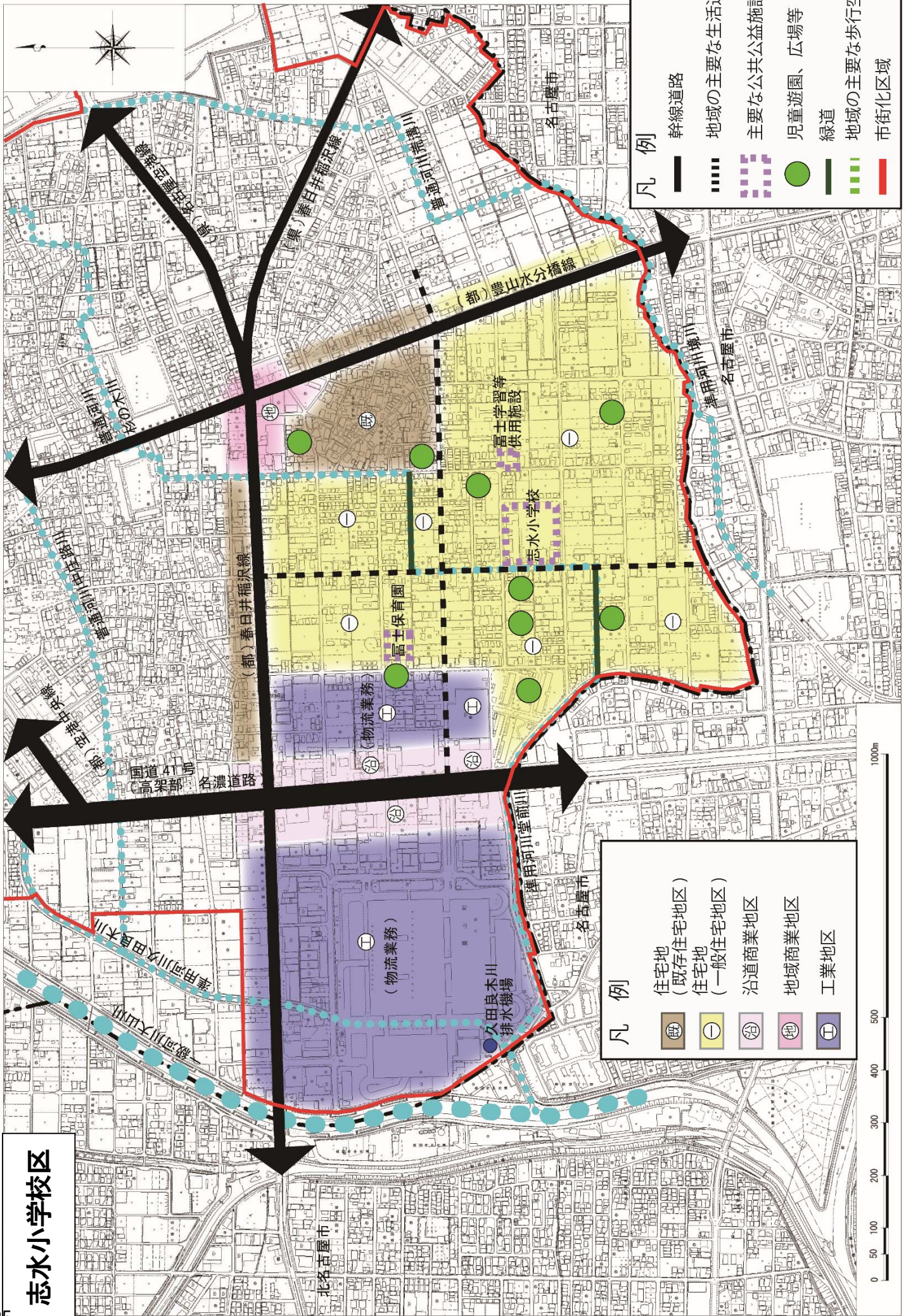
環境共生の方針

- ・二酸化炭素の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりを推進します。
- ・地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設(道路、公園等)や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進します。

地 域 別 構 想

志 水 小 学 校 区

志水小学校区



凡例

- 幹線道路
- ⋯ 地域の主要な生活道路
- 主要な公共施設
- 児童遊園、広場等
- 緑道
- ⋯ 地域の主要な歩行空間
- 市街化区域

凡例

- Ⓜ 住宅地 (既存住宅地区)
- Ⓜ 住宅地 (一般住宅地区)
- Ⓜ 沿道商業地区
- Ⓜ 地域商業地区
- Ⓜ 工業地区



目 標

産業と住環境が共存し、快適で暮らしやすいまちづくり

市街化区域の土地利用の方針

既存住宅地区：・青塚山の北西に広がる古くからの集落地は、低層住宅を主体とした落ち着いたある土地利用とします。

一般住宅地区：・住宅と農地などが混在する富士・野田・下戸・流川・志水地区は、住宅を主体とした土地利用とします。

- ・(都)春日井稲沢線、(都)豊山水分橋線沿道については、周辺の住宅に配慮した日常的な生活を支える商業施設等の立地を許容した土地利用として誘導します。

地域商業地区：・(都)豊山水分橋線と(都)春日井稲沢線が交差する伊勢山交差点周辺は、地域住民の日常的な生活を支える商業地として維持・充実します。

工業地区（物流業務）：・名古屋市中心卸売市場北部市場周辺地区は、産業としての物流機能のほか、飲食・小売機能も有する複合した拠点としての位置づけを継続し、機能を維持・充実します。

- ・国道41号沿道は、沿道立地型の業務地としてサービス施設や物流業務施設が立地する土地利用を推進します。

- ・国道41号以東の流川地区西部については、既存の産業施設と居住環境の調和を推進します。

道路交通体系の方針

幹線道路：・幹線道路の適正な維持・管理と、交通混雑の解消、安全対策の強化を推進します。

生活道路：・主要な生活道路においては、歩行者、自転車の安全確保に向けた改善を検討します。

- ・通過交通の流入を抑制するため、面的な速度抑制などを推進します。

公共交通：・公共交通の充足度が上がるよう、事業者・町民等との協働により、既存バス路線を維持・充実します。

公園緑地の方針

公園：・児童遊園や運動施設等を都市公園の補完施設として活用し、その保全と適切な維持管理に努め、街区公園、近隣公園の検討・整備を推進します。

緑地：・公共施設の緑の維持保全に努めるほか、民有地の緑化を推進します。

河川・下水道の方針

河川：・新川流域水害対策計画に従って、下水道と連携し、準用河川久田良木川排水機場の増強、準用河川境川の改修を行うなど、浸水被害対策を推進します。

下水道：・公共下水道への接続を促進するとともに、その適切な維持管理を推進します。

市街地整備の方針

・住宅系市街地は、町の開発指導要綱を徹底し、良質な住宅、宅地の供給を推進します。既存住宅地区においては、二項道路制度の徹底等による狭あい道路の改善や、危険箇所等の改善を推進します。

・産業系市街地は、周辺環境への配慮及び調和を図りながら、必要に応じて区画整理や地区計画等の手法により整備します。

都市防災の方針

・既存住宅地区を中心に旧耐震基準により建築された建築物の耐震化を推進します。

・局所的な道路改良等により、市街地における避難・延焼遮断空間を確保します。

・特定都市河川浸水被害対策法に基づく、洪水対策を推進します。

景観形成の方針

・地域内の幹線道路及び沿道地域については、道路緑化及び屋外広告物の規制等により、良好な沿道景観づくりを推進します。

・名古屋市中心卸売市場北部市場へのアプローチ部については、公設市場の玄関口としてふさわしい景観づくりを推進します。

環境共生の方針

・二酸化炭素の発生を抑制するため、公共交通の利用推進、歩行者や自転車利用者の安全性や利便性の向上により、過度に自動車に依存しないまちづくりを推進します。

・地表温度の上昇を防ぎ、あわせて多様な生物が生息できる環境の形成をめざすため、都市施設（道路、公園等）や公益的建築物の緑化、民間開発の住宅地や工業地などにおける適切な緑化を推進します。